

議案第 1 1 号

八幡浜市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立保育所条例の一部を改正する条例

八幡浜市立保育所条例（平成 1 7 年条例第 1 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後		改正前																																					
(保育所の名称、位置及び定員) 第 2 条 市立保育所の <u>名称及び位置</u> は、別表のとおりとする。 <u>2 市立保育所の定員は、市長が規則で定める。</u>		(保育所の名称、位置及び定員) 第 2 条 市立保育所の <u>名称、位置及び定員</u> は、別表のとおりとする。																																					
別表		別表																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八幡浜市立白浜保育所</td> <td>八幡浜市 1 5 5 0 番地 2 0</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立神山保育所</td> <td>八幡浜市五反田 1 番耕地 8 8 1 番地 2</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立千丈保育所</td> <td>八幡浜市松柏甲 6 7 番地 1</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立双岩保育所</td> <td>八幡浜市若山 4 番耕地 2 3 番地 3</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立日土保育所</td> <td>八幡浜市日土町 8 番耕地 1 2 5 番地 3</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立真穴保育所</td> <td>八幡浜市真網代乙 1 8 4 番地 3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	八幡浜市立白浜保育所	八幡浜市 1 5 5 0 番地 2 0	八幡浜市立神山保育所	八幡浜市五反田 1 番耕地 8 8 1 番地 2	八幡浜市立千丈保育所	八幡浜市松柏甲 6 7 番地 1	八幡浜市立双岩保育所	八幡浜市若山 4 番耕地 2 3 番地 3	八幡浜市立日土保育所	八幡浜市日土町 8 番耕地 1 2 5 番地 3	八幡浜市立真穴保育所	八幡浜市真網代乙 1 8 4 番地 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八幡浜市立松蔭保育所</td> <td>八幡浜市 1 4 6 0 番地 9 2</td> <td>6 0 人</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立白浜保育所</td> <td>八幡浜市 1 5 5 0 番地 2 0</td> <td>1 5 0 人</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立神山保育所</td> <td>八幡浜市五反田 1 番耕地 8 8 1 番地 2</td> <td>7 0 人</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立千丈保育所</td> <td>八幡浜市松柏甲 6 7 番地 1</td> <td>9 0 人</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立双岩保育所</td> <td>八幡浜市若山 4 番耕地 2 3 番地 3</td> <td>3 0 人</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立日土保育所</td> <td>八幡浜市日土町 8 番耕地 1 2 5 番地 3</td> <td>4 0 人</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立真穴保育所</td> <td>八幡浜市真網代乙 1 8 4 番地 3</td> <td>3 0 人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	八幡浜市立松蔭保育所	八幡浜市 1 4 6 0 番地 9 2	6 0 人	八幡浜市立白浜保育所	八幡浜市 1 5 5 0 番地 2 0	1 5 0 人	八幡浜市立神山保育所	八幡浜市五反田 1 番耕地 8 8 1 番地 2	7 0 人	八幡浜市立千丈保育所	八幡浜市松柏甲 6 7 番地 1	9 0 人	八幡浜市立双岩保育所	八幡浜市若山 4 番耕地 2 3 番地 3	3 0 人	八幡浜市立日土保育所	八幡浜市日土町 8 番耕地 1 2 5 番地 3	4 0 人	八幡浜市立真穴保育所	八幡浜市真網代乙 1 8 4 番地 3	3 0 人
名称	位置																																						
八幡浜市立白浜保育所	八幡浜市 1 5 5 0 番地 2 0																																						
八幡浜市立神山保育所	八幡浜市五反田 1 番耕地 8 8 1 番地 2																																						
八幡浜市立千丈保育所	八幡浜市松柏甲 6 7 番地 1																																						
八幡浜市立双岩保育所	八幡浜市若山 4 番耕地 2 3 番地 3																																						
八幡浜市立日土保育所	八幡浜市日土町 8 番耕地 1 2 5 番地 3																																						
八幡浜市立真穴保育所	八幡浜市真網代乙 1 8 4 番地 3																																						
名称	位置	定員																																					
八幡浜市立松蔭保育所	八幡浜市 1 4 6 0 番地 9 2	6 0 人																																					
八幡浜市立白浜保育所	八幡浜市 1 5 5 0 番地 2 0	1 5 0 人																																					
八幡浜市立神山保育所	八幡浜市五反田 1 番耕地 8 8 1 番地 2	7 0 人																																					
八幡浜市立千丈保育所	八幡浜市松柏甲 6 7 番地 1	9 0 人																																					
八幡浜市立双岩保育所	八幡浜市若山 4 番耕地 2 3 番地 3	3 0 人																																					
八幡浜市立日土保育所	八幡浜市日土町 8 番耕地 1 2 5 番地 3	4 0 人																																					
八幡浜市立真穴保育所	八幡浜市真網代乙 1 8 4 番地 3	3 0 人																																					

八幡浜市立川上保育所	八幡浜市川上町川名津甲 6 9 番地 1	八幡浜市立川上保育所	八幡浜市川上町川名津甲 6 9 番地 1	30人
八幡浜市立愛宕保育所	八幡浜市 4 8 7 番地 3	八幡浜市立愛宕保育所	八幡浜市 4 8 7 番地 3	50人
八幡浜市立喜須来保育所	八幡浜市保内町喜木 2 番耕地 1 3 2 番地 1	八幡浜市立喜須来保育所	八幡浜市保内町喜木 2 番耕地 1 3 2 番地 1	80人
八幡浜市立川之石保育所	八幡浜市保内町川之石 1 番耕地 1 2 5 番地 1	八幡浜市立川之石保育所	八幡浜市保内町川之石 1 番耕地 1 2 5 番地 1	60人
八幡浜市立宮内保育所	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地 8 7 番地 4	八幡浜市立宮内保育所	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地 8 7 番地 4	100人

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

八幡浜市立松蔭保育所の廃止に伴う所要の改正を行い、及び市立保育所の定員の規定を規則に委任するため。